

保守条件書

- 1 保守対象及び内容
 - (1) 保守対象

タブレット本体

(2) 保守内容

本県の責に帰すべき重大な事由のない紛失・盗難・自然故障・偶然の事故による全損又は一部の破損が生じた機器の原型復旧に要する部品・機材・修繕費等。

なお、交換するタブレット型端末が同一機種でない場合は、本県と協議の上、 交換するものとする。

(3) その他

保守作業後、保守対象機器が正常に動作することを確認すること。

2 業務の時間

9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

3 保守作業の対応期間及び場所

保守担当業者が行う保守作業の対応期間及び場所は、原則として次のとおりとする。

(1) 対応期間及び場所

保守作業は、以下の①または②のいずれかの方法で行う。

① 保守対象機器が故障・紛失・盗難した場合は、電子自治体推進課職員が保守業者に連絡を行う。保守業者は、電子自治体推進課職員から連絡があった後、すみやかに修理が必要かどうかを判断し、必要であれば連絡日の翌勤務日の午後5時までに、大分県電子自治体推進課に訪問し、対応を行う。

また、電子自治体推進課での対応が困難と認められる場合に限り、電子自治体推進課担当者と協議のうえ、持ち帰り、保守業者が所有する作業場で保守作業を行うことができる。この場合、連絡日から起算して 30 日以内に保守対象機器を再設置することとする。

② 保守対象機器が故障した場合は、電子自治体推進課職員が保守業者に連絡を行う。保守業者は、電子自治体推進課職員から連絡があった後、すみやかに修理が必要かどうかを判断し、必要であれば電子自治体推進課職員は保守担当業者に保守対象機器を郵送する。保守業者は故障した機器が届いた後、その機器について保守作業を行う。保守業者は保守作業終了後、大分県電子自治体推進課に修繕後の機器を郵送する。この場合、電子自治体推進課職員が保守業者に対して連絡を行った日(以下「連絡日」という。)から起算して、30日以内に電子自治体推進課必着とする。

(2) 保守体系図

保守作業に関する作業体系及び連絡体系は、別紙「作業・連絡体系図」のとおりとする。

4 保守作業経費

故障・紛失・盗難した機器の原型復旧に要する部品・機材・修繕費等、保守業者 が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、すべて賃借料に 含む。

5 保守業務の対象外とする事項

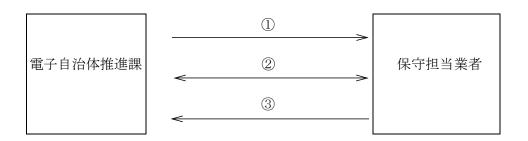
次に掲げる事項については、本仕様書に基づく受託者の保守業務の対象外とする ことができる。

- (1) 大分県の故意又は過失により発生した故障・紛失・盗難
- (2) 天災地変等大分県又は保守業者いずれの責めに帰することができない事由により 発生した故障・紛失
- (3) 故障していない機器に係る清掃作業

6 保守作業の確認

- (1) 保守担当業者は、3に掲げる保守業務を終了したときは、直ちに大分県の職員の作業終了検査を受けなければならない
- (2) 保守担当業者は、(1)の検査終了後すみやかに連絡日時、連絡者名、保守作業日時、管理番号、故障内容と作業内容等を記載した報告書(任意様式)を大分県電子自治体推進課に提出しなければならない。

(別紙) 作業・連絡体系図



- ① タブレット等に不具合が発生した際に、電子自治体推進課は不具合の原因がタブレットの故障等であると考えられる場合、保守担当業者に保守作業を依頼する。
- ② 保守担当業者は3の(1)の方法で保守作業を行う。
- ③ 保守担当業者は作業が完了した場合、保守作業報告書(任意様式)により作業内容を電子自治体推進課に報告する。